

I いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 基本理念

すべての児童は学校・家庭・地域にとってかけがえのない存在であり、健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いです。

児童は人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見します。しかし、ひとたび児童の生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因になりかねません。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるとの認識に立つ必要があります。

そこで、本校ではいじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示します。

- (1) いじめは、どの児童集団にもおこる可能性がある、最も身近な人権侵害であり、人として決して許されない行為です。
- (2) 児童の健全育成を図り、いじめを防止するには、特定の児童だけの問題とせず、広く学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、協働しながら取り組む必要があります。
- (3) 子ども自身が、自分たちの生活の場を構築する当事者であることを自覚し、「いじめを許さない」という心を育むことができるように自分のことも周りのことも大切にできる学校をつくりまします。

3 笠間小学校「いじめ防止基本方針」の目的

「いじめ防止対策推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ問題への対策を、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とします。

II いじめ防止等のために本校が実施する施策

1 笠間小学校「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 目的

いじめの未然防止、早期発見、及び早期対処等に関する措置を実効的、組織的な対応を行うことを中心的に担います。

(2) 活動内容

- ・基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談、通報の窓口
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有
- ・いじめを察知した場合の関係児童への事情聴取、指導、支援体制、対応方針の決定、保護者への報告、連携等の対応を組織的に実施するための方向性の策定。
- ・基本方針の見直し、チェック、事案対応の検証、重大事態発生時の調査
- ・教職員の研修の企画

(3) 構成

構成員は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任、主幹教諭に加え、学年主任、養護教諭とし、必要に応じて心理や福祉等の専門家、スクールソーシャルワーカーの参加を求めます。

(4) 開催

いじめ防止対策委員会を月1回以上、スクールカウンセラーを交えた会合を月2回以上、定期的に行い、情報の共有化と対応に努めます。さらに、いじめの疑いがある段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に対応します。また、会議録を作成・保管し進捗の管理を行います。

2 本校のいじめ防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

- ① 道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り、豊かな心を育て、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みます。また、いじめについての正しい認識・理解を深め、いじめを許さない雰囲気作りを大切にします。
- ② 教職員は、一人ひとりの子どもたちの心を大切にし、共感的な接し方、指導の仕方を心がけます。
- ③ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等の活用により、集団の一員としての自覚や自信、自己有用感を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努めます。
- ④ 基礎・基本の定着を図る授業を心がける中で、学び合い、認め合える温かい教室の雰囲気づくりや、子どもたちの話し合いや意見を大切にしたい、充実感のある行事づくりに努めます。
- ⑤ 学級会や代表委員会でいじめを自分たちの問題として考え、話し合うことができるよう支援します。

(2) いじめの早期発見

- ① 学年研、児童指導・特別支援教育委員会、人権教育委員会、職員会議など、日頃から、学年、学校で児童を見守る中で信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにします。
- ② いじめ解決一斉キャンペーンや、定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- ③ 地域や家庭と密接に連携し、学校から離れた場所でのいじめについても早期発見・早期対応ができるよう努めます。
- ④ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見に努めるとともに、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応を行います。
- ② いじめを受けた児童は当該児童とし、当該児童の安全確保と心のケア、保護者の支援を第一に考え、守り通すとともに、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケアを行います。関係児童に対しては、その児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。関係児童に対しても事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- ③ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、ただちに警察に相談・通報し、連携して対応してまいります。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめ行為が少なくとも3か月止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 研修

教職員に対し、教職員向けの手引きを活用するなどして、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に関する研修、児童理解、人権教育等の校内研修を計画的に実施します。

(6) 地域との協議会の活用

「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、家庭、地域とともに対応できる仕組みづくりを推進します。

地域の方や主任児童委員などからの情報を共有し、多くの目で子どもたちを見守り、子どもたちが安心して過ごせるように協力します。

Ⅲ 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされています。

(1) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態への調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対応を進めるとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告します。

(3) 児童・保護者への説明

いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明し、必要に応じて指導します。

Ⅳ 基本方針の見直し

必要があると認められる際には、「いじめ防止基本方針」を改定し、あらためて公表します。

《いじめ防止に向けた年間計画》

月	学校の取組	保護者・地域との協力
4	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容の確認 ・児童理解研修（笠間スタンダード、いじめの定義） ・児童への配慮事項など引継ぎ ・児童支援全体会～学年・学級の様子報告・情報共有 	学年・学級懇談会 地域訪問 個人面談（希望制） みまもりたい感謝の会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-Pアセスメント①～学年・学級経営案作成 ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施①→（記名式・児童への聞き取り・面談） 	学校説明会 運動会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットマナー教室の開催（2、4、6年） 	授業参観
7	<ul style="list-style-type: none"> ・小中ブロック子ども会議（8月の交流会に向けて） 	個人面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修 ・横浜子ども会議 特別支援研修 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・2、3学期に向けての配慮事項の確認 ・保護者に向けて、インターネットマナー 	授業参観 地域防災訓練
10		
11	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-Pアセスメント②～学年・学級経営案作成 ・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施②→（無記名式・児童への聞き取り・面談） ・教育相談 	ドレミファコンサート
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間（校長講話・道徳授業） ・横浜市いじめ解決一斉キャンペーン ・いじめアンケート実施②→児童への聞き取り・面談 	個人面談
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・学校づくりアンケート実施・まとめ 	土曜参観
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 （年間活動の振り返り、学校いじめ防止基本方針の見直し） 	かさまっこサポーター感謝の会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・新年度への引継ぎ（小学校：幼稚園・保育園、中学校） 	学校説明会 学年・学級懇談会

学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）
 教育相談・スクールソーシャルワーカー、主任児童委員との面談（毎月）
 いじめの認知・支援方針の決定

策定日 平成26年3月20日

改定日 令和6年3月1日